

令和8年 富士見町 条例

第 22 号

富士見町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町条例第22号

富士見町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

富士見町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成9年富士見町条例第13号)の一部を次のように改める。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第3条第2項中「富士見町印鑑条例(昭和49年富士見町条例第1号)」を「富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成30年富士見町条例第13号)」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。